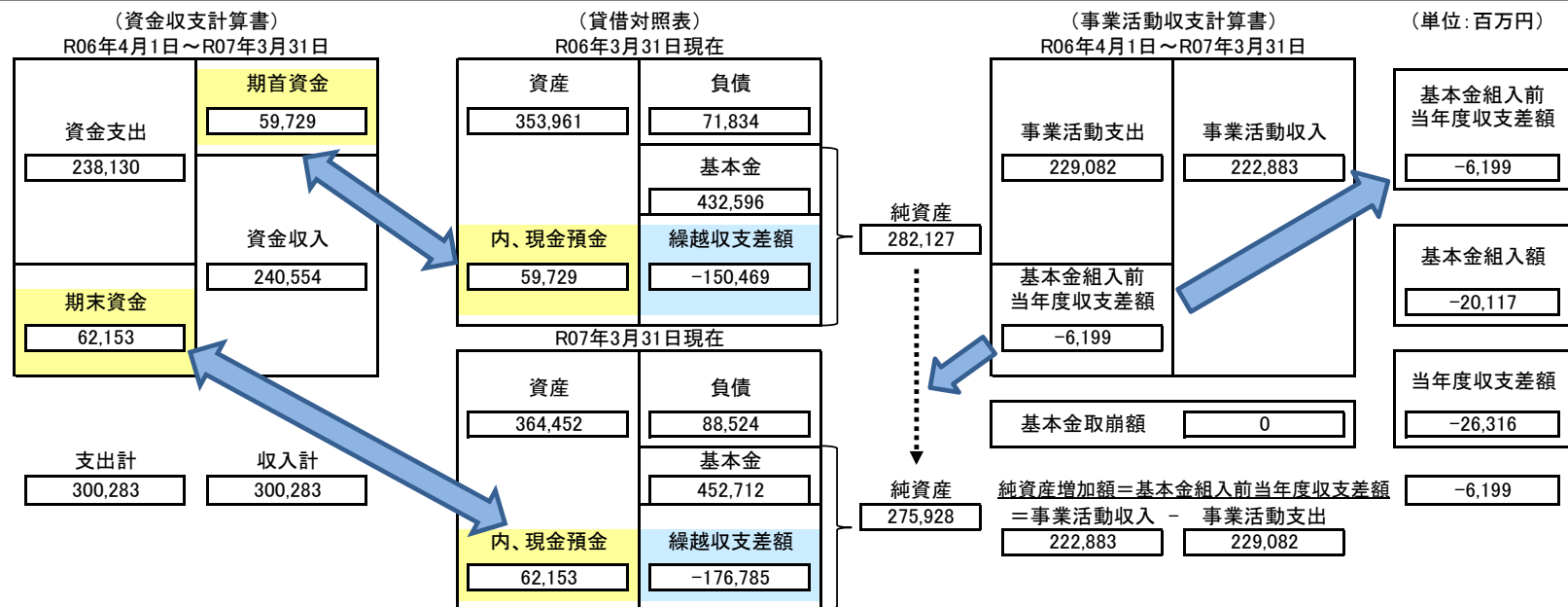


<学校法人会計基準における計算書類>

①資金収支計算書	=	当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引き出すことができる預貯金)の収入及び支出のてん末を明らかにするもの
②事業活動収支計算書	=	当該会計年度の・教育活動・教育活動以外の経常的な活動・前に掲げる活動以外の活動 に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、基本金に組み入れる額を控除した諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするもの
※基本金	=	取得した施設設備(1号)+施設設備の将来取得に向けた先行組入れ(2号)+各種基金(3号)+運転資金(4号) 学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額
③貸借対照表	=	年度末の資産、負債、基本金、純資産(基本金、繰越収支差額)の内容と金額を明示し、学校法人の財政状態を明らかにするもの



※ 金額は百万円未満を端数処理(四捨五入)して表記していますので、合計と一致しないことがあります。

<企業会計と学校法人会計の計算書類の違い>

①「キャッシュ・フロー計算書」と「資金収支計算書」

企業会計の「キャッシュ・フロー計算書」は、一会計年度の企業のキャッシュ(現金及び現金同等物)の入と出を捉え、①営業活動 ②投資活動 ③財務活動毎にキャッシュの期首残高に加減算して期末残高を計算する形式で、キャッシュの流れを計算して表示します。

一方、学校法人会計の「資金収支計算書」は、一会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするものになります。

②「損益計算書」と「事業活動収支計算書」

企業会計の「損益計算書」は、企業の経営成績を明らかにするため、「一会計期間に属するすべての収益」と「これに対応するすべての費用」を計算し、営業損益、経常損益、特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示する計算書になります。

一方、学校法人会計の「事業活動収支計算書」は、毎会計年度の諸活動に対応する「事業活動収入」及び「事業活動支出」を「教育活動目的」、「教育活動外目的」、「その他の目的」に区分表示し、基本金組入後の収支均衡の状態を明らかにするための計算書になります。